

## 「神戸市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会」 の報告を踏まえた対応

本日、神戸市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会（以下「第三者委員会」という）の報告（別紙参照）において確認された事実に基づき、職務専念義務違反の行為者及びその上司、さらに、人事当局の職員の処分等を行いました。

不適切な労使慣行のもと、職員団体等の役員の日常的な職務専念義務違反、人事当局による職員団体等の職務専念義務違反等を助長した行為や不当な便宜供与等が長年に亘り続いてきたことは、市民の皆様の神戸市及び神戸市職員への信頼を著しく失墜する行為であり、神戸市として、今回の事態を深く反省するとともに、心からお詫び申し上げます。

### I. 関係職員の懲戒処分等

#### 1. 処分内容

##### (1) 処分量定別

処分量定	①職務専念義務違反行為者 (内 退職者数)	②人事当局職員 (内 退職者数)	③職務専念義務違反行為者等の上司 (内 退職者数)	合計 (内 退職者数)
停 職	3名 (1名)	1名 (1名)	—	4名 (2名)
減 給	5名	28名 (14名)	—	33名 (14名)
戒 告	21名 (2名)	15名 (3名)	—	36名 (5名)
小計	29名 (3名)	44名 (18名)	—	73名 (21名)
訓 戒	—	7名	109名 (31名)	116名 (31名)
合計	29名 (3名)	51名 (18名)	109名 (31名)	189名 (52名)

##### (2) 非違行為項目別

###### ①職務専念義務違反の行為者（職員団体等の役員）

第三者委員会から報告のあった離席率、有給休暇等時間や職務専念義務の免除申請などから、各個人の職場離脱時間を算出し、要勤務時間に対する割合を示す減額率を基に、以下のとおり処分を行った。

###### 【処分量定の考え方】

- ア. 減額率 90%以上・・・停職1月間
- イ. 減額率 50%～90%未満・・・減給3月間 (1/10)
- ウ. 減額率 25%～50%未満・・・減給1月間 (1/10)
- エ. 減額率 25%未満・・・戒告

処分量定	対象者	人数 (内 退職者数)
停職 1 月間	経済観光局 兵庫区 退職者 (※)	3 名 (1 名)
減給 3 月間 (1/10)	行財政局 みなと総局	2 名
減給 1 月間 (1/10)	こども家庭局 兵庫区 西区	3 名
戒 告	会計室 行財政局 2 名 保健福祉局 2 名 環境局 建設局 2 名 住宅都市局 2 名 みなと総局 2 名 東灘区 中央区 北区 長田区 2 名 教育委員会 2 名 退職者 2 名	21 名 (2 名)
合 計		29 名 (3 名)

(※) 自らの職務専念義務違反に加え、職員団体の役員の職務専念義務違反を助長するなどしてきたことから、処分量定を加算し、停職 1 月間相当とした。

## ②人事当局職員

市当局の施策実行にあたり、まずは職員団体等に打診して意見を求めるなどのいわゆる労使共同決定方式を踏襲し、下記の具体的な非違行為により不適切な労使慣行を継続し、職務専念義務違反等を助長してきたことから処分を行った。

### 【処分量定の考え方】

#### ア. 非違行為

- a. 条例違反である退職手当の過支給に関与したこと
- b. 上限を超える在籍専従許可にかかる退職手当の不適切な算定の取り決め (平成 9 年度)
- c. 公益的法人等への脱法的退職派遣 (平成 14 年度)
- d. 総務省からの無許可専従についての照会に対する虚偽的な回答 (平成 20 年度)
- e. 職務専念義務違反の実態を是正しなかったこと (平成 20 年度以降)
- f. 新規採用職員研修にかかる職員団体等への不当な便宜供与 (平成 20 年度以降)
- g. 神戸市職員労働組合の元執行委員長への不適切な個室様の執務スペースの提供及び再就職支援

#### イ. 量定

- (a) 局部長級職員・・・減給 3 月間 (1/10)
- (b) 課長級職員・・・減給 1 月間 (1/10)
- (c) 係長級職員・・・戒告

とし、上記非違行為への関与度合や当時の職責に照らし、量定の加重や軽減を行った。

処分量定	対象者(現所属)	元役職	該当非違行為	人数 (内 退職者数)
停職1月間	退職者	局長級	a, d, e, g	1名 (1名)
減給6月間 (1/10)	退職者	局長級(元副市長)	a, d, e	2名 (2名)
	退職者	局長級(元副市長)	e	
減給4月間 (1/10)	行財政局 部長級職員	部長級	a, e	4名 (2名)
	こども家庭局 局長級職員	部長級	a, e	
	退職者	局長級	a, b, c	
	退職者	部長級	a, c	
減給3月間 (1/10)	企画調整局 局長級職員	部長級	e	8名 (7名)
	退職者 4名	局長級	a	
	退職者	局長級	b	
	退職者	部長級	a	
減給2月間 (1/10)	人事委員会事務局 局長級職員	課長級	d, e	2名 (1名)
	退職者	課長級	a, b	
減給1月間 (1/10)	企画調整局 部長級職員	係長級	d, e	12名 (2名)
	行財政局 局長級職員		e	
	行財政局 部長級職員		f	
	行財政局 課長級職員		e	
	行財政局 課長級職員	係長級	e	
	経済観光局 局長級職員	課長級	e	
	みなと総局 課長級職員	係長級	d, e	
	東灘区 局長級職員	課長級	a	
	兵庫区 部長級職員	課長級	e	
	長田区 局長級職員	係長級	a, b	
	退職者	課長級	c	
	退職者	課長級	a	
戒告	行財政局 部長級職員	課長級	f	15名 (3名)
	行財政局 課長級職員	係長級	a	
	行財政局 課長級職員		f	
	行財政局 係長級職員 2名		e	
	行財政局 係長級職員		a	
	市民参画推進局 課長級職員	課長級	e	
	保健福祉局 部長級職員	係長級	c	
	こども家庭局 課長級職員	係長級	e	
	灘区 課長級職員	係長級	e	
	須磨区 部長級職員	係長級	c	
	教育委員会事務局 部長級職員	課長級	f	
	退職者	課長級	f	
	退職者 2名	係長級	a	
小計				44名 (18名)
訓戒	行財政局 係長級職員		f	7名
	こども家庭局 係長級職員	係長級	f	
	環境局 係長級職員	係長級	f	
	経済観光局 課長級職員	係長級	f	
	住宅都市局 係長級職員	係長級	f	
	北区 課長級職員	係長級	f	
	交通局 係長級職員	係長級	f	
合計				51名 (18名)

※行財政局(旧総務局も含む)において、複数の役職を経験した者は、最終の役職を元役職欄に記載。

### ③職務専念義務違反の行為者等の上司（所属長）

職務専念義務の違反について、不適切な関係を是正すべく積極的な役割を果たさなかった点についての管理監督責任を求めるとともに、神戸市職員労働組合の元執行委員長への待遇等について、不適切な対応を行った職員に対しても、その責任を求めた。

処分量定	対象者	人数 (内 退職者数)
訓 戒	(現在) 局長級 13 名 部長級 29 名 課長級 32 名 係長級 4 名 (退職者 31 名) (当時) 局長級 28 名 部長級 36 名 課長級 45 名	109 名 (31 名)

## 2. 退職者への対応について

既に退職している者に対しては、懲戒処分相当額の自主返納を求める。

## 3. 若年層等への配慮について

懲戒処分に伴う昇給号給数減による給与への影響は、若年層ほど大きくなること、また、当時の職責を考慮し、下記の者については5年を超えた次の査定昇給時に号給数を復元させる。

### (1) 職員団体等の役員

委員長、副委員長、書記長を除く者のうち40歳代以下の者

### (2) 人事当局職員

当時、係長級の者

## 4. 市長・副市長の対応

### (1) 久元市長及び岡口副市長の対応

職務専念義務違反等の職員の不祥事に対する管理監督責任として以下のとおり給与を減額する。

①久元市長・・・給料及び地域手当の月額額の30%を3ヶ月間（平成31年3月～5月）減額する（継続の減額措置とあわせて50%減額）

②岡口副市長・・・給料及び地域手当の月額額の25%を3ヶ月間（平成31年3月～5月）減額する（継続の減額措置とあわせて40%減額）

※平成31年第1回定例市会（2月議会）に条例改正議案を提出する。

### (2) 矢田前市長の対応

あらかじめ矢田前市長より自主返納の申し出があり、職務専念義務違反等の職員の不祥事に対する管理監督責任として、久元市長の給与減額と同等の自主返納を求める。

## 5. 再発防止について

法令遵守を徹底し、適正かつ健全な労使関係を構築するとともに、今回の事態が生じたことの要因でもある神戸市役所の閉鎖的な組織風土や人事・給与制度を改める。

これまでに、職務専念義務の免除申請手続きの適正化、いわゆる「定数交渉」の廃止など職員団体等との交渉や事前説明の適正化、労使交渉の公表範囲の拡充による透明性の向上、及び退勤時のカードリーダーへの職員証の認証による退勤時間の把握の徹底など、第三者委員会の調査と並行して、改善できる点については速やかに取り組んできた。

今後、本市役所における重層的な意思決定のシステムや縦割りの慣習を是正し、人事・労務行政における経営層のマネジメント強化などを目的として、行財政局職員部をはじめ総務担当の部組織を廃止するとともに、局長を同じ視点でサポートする副局長を新設する。また、管理職の意識改革・マネジメント能力の向上をはかるために管理職の360度評価を実施するとともに、メリハリが利いた給与反映などを進めていく。さらに、風通しのよい組織風土づくりのために民間人材を活用した職員の総合相談窓口を新設するなど、スピード感を持って「市役所改革」を推進していく。

## Ⅱ. 給料等の不適正支給にかかる返還請求

第三者調査委員会の報告を受けて、職員団体等の役員の職務専念義務違反に基づく給料等の不適正な支給額を算定し、本日、返還請求を行った。

### 1. 不適正支給額の算定にあたっての考え方

(1) 離席率が100%の職員

当該期間における手当を含む給与額全額+請求日現在の遅延利息

(2) 離席率が100%未満の職員

給料・地域手当・勤勉手当に減額率を乗じたもの+請求日現在の遅延利息

### 2. 不適正支給額 (遅延利息は請求日現在)

- (1) 全体件数 28件 合計額 175,610,701円  
(給料等分 150,989,314円 遅延利息分 24,621,387円)
- (2) 神戸市職員労働組合分 23件 合計額 164,189,928円  
(給料等分 141,436,717円 遅延利息分 22,753,211円)
- (3) 神戸市従業員労働組合分 5件 合計額 11,420,773円  
(給料等分 9,552,597円 遅延利息分 1,868,176円)

#### 《神戸市職員労働組合分》

	対象年度	離席率	減額率	請求対象額	
				給料等分	遅延利息分
1	H27～H30	50%	41.2975%～45.7629%	4,129,887円	429,704円
2	H26	30%	25.215%	1,582,100円	343,820円
3	H25～H26	50%	33.774%～34.5077%	4,227,899円	1,023,832円
4	H25～H26	90%	75.0163%～77.975%	9,385,055円	2,274,671円
5	H25～H28	50%	36.7317%～38.9154%	8,213,865円	1,654,748円
6	H29	50%(一部)	22.3317%	1,394,586円	94,042円
7	H29～H30	50%	35.0904%～37.1424%	1,173,918円	48,322円
8	H27	40%	30.3615%	1,921,431円	321,709円
9	H27～H30	5%～10%	0.8767%～2.7704%	280,149円	33,452円
10	H26～H30	50%～100%	39.6987%～100%	32,030,243円	4,441,742円
11	H26, H28～H30	80%～100%	44.301%～100%	13,368,258円	1,883,951円
12	H25～H30	90%	66.1757%～74.3381%	20,737,619円	3,214,420円
13	H25, H26, H28～H30	80%	63.9555%～68.9483%	12,810,951円	1,927,314円
14	H25～H29	50%	21.3084%～39.4046%	5,653,113円	832,874円
15	H29～H30	40%	29.1829%～31.3694%	2,461,570円	138,039円
16	H25～H28	30%	24.8779%～26.1626%	5,959,515円	1,133,177円
17	H25	95%	82.7716%	4,239,820円	1,132,286円
18	H28	30%	23.347%	1,339,378円	157,212円

《神戸市職員労働組合分》つづき

	対象年度	離席率	減額率	請求対象額	
				給料等分	遅延利息分
19	H25～H28	35%	21.4959%～28.3057%	4,721,851円	926,340円
20	H25～H30	20%	9.3017%～17.919%	2,984,848円	420,433円
21	H25～H28	10%	6.5468%～7.5662%	1,259,806円	235,692円
22	H30	50%	41.1645%	548,061円	17,381円
23	H29	40%	32.6335%	1,012,794円	68,050円

141,436,717円 22,753,211円

《神戸市従業員労働組合分》

	対象年度	離席率	減額率	請求対象額	
				給料等分	遅延利息分
1	H25～H27	40%	26.0179%～31.4436%	5,155,827円	1,126,338円
2	H29～H30	25%	6.2268%～9.3883%	593,771円	31,638円
3	H29～H30	15%	0.9525%～5.4085%	322,818円	20,708円
4	H25～H30	10%～15%	0.8736%～4.1149%	645,908円	79,266円
5	H25～H27	30%～45%	14.9933%～26.8164%	2,834,273円	610,226円

9,552,597円 1,868,176円

※離席率は、第三者委員会から報告された割合であり、本来職務に従事すべき勤務時間（本来の勤務時間から有給休暇を取得した時間を控除した時間）内に職場を離れるなどして職務に従事していない時間の割合をいう。

※減額率は、 $((\text{年間総労働時間} - \text{有給休暇時間等}) \times \text{離席率} - \text{職務免除時間} (\text{有給分} \cdot \text{無給分})) / \text{年間総労働時間}$ で算出している。

※遅延利息については、請求日(平成31年2月6日)現在の金額を記載しているが、給料等分が納付されるまでの遅延利息を別途請求する。

### Ⅲ. 退職手当の過払いへの対応

#### 1. 退職派遣期間にかかる過払い

第三者委員会より不当であるとの指摘がなされた、退職派遣期間にかかる退職手当に関して、返還を求めた。

・返還請求 4件 合計 5,128,015円

	団体	退職日	退職派遣期間	過払い額	退職引当金	請求額
1	市従	H28.3.31	3年8月	1,999,273円	1,579,365円	419,908円
2	市職	H27.3.31	3年8月	2,071,178円	2,239,380円	—
3	市職	H26.3.31	1年1月	222,284円	571,185円	—
4	市従	H20.6.30	3年8月	3,475,742円	1,867,860円	1,607,882円
5	市従	H17.3.31	2年8月	3,122,500円	1,332,720円	1,789,780円
6	市従	H16.3.31	1年8月	1,908,900円	598,455円	1,310,445円

※退職派遣者の退職手当の全部又は一部について、派遣先団体より本市に対し、退職引当金として支出がなされており、過払い額から退職引当金の額を除いた額を請求額としている。

#### 2. 法定期間を超える専従休職期間にかかる過払い

法定期間を超える専従休職期間がある職員に対し、53,491,801円の退職手当の過払いがあった件について、対象者12名のうち、既に死亡している1名を除いた11名に対し、10月18日に返還を求めたところ、1名については返還がなされ、その他の者については返還がなされていない。

・返還請求 11件 合計 45,356,251円  
・返還済み 1件 987,197円

#### 3. 今後の対応

退職派遣期間にかかるものを含め、退職手当の過払いについて、あらためて返還を求めた。今後、状況に応じ弁護士に委任のうえで、法的措置を含めた対応を実施していく。

#### 4. 平成元年度以前の退職手当過払い

法定期間を超える専従休職期間がある職員に対する退職手当の過払いについて、第三者委員会の報告において、「改めて、平成元年度以前においても、可能な限り退職手当の過払いがないのか調査して事実関係を公表すべきである。」とされたことを受け、平成元年度以前の退職者について、残存する資料を確認したところ、法定期間を超える専従休職を行った者はおらず、退職手当の過払いもなかった。